

大蔵委員會議録第十九号

昭和三十七年三月七日(水曜日)

午後零時八分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 嶋田 宗一君(理事黒金)

理事 細田 義安君(理事毛利)

理事 山中 貞則君(理事有馬)

理事 平岡忠次郎君(理事堀)

足立 徳郎君(理事 伊藤 五郎君)

大久保武雄君(理事 岡田 修一君)

久保田藤麿君(理事 正示啓次郎君)

津雲 國利君(理事 藤井 勝志君)

坊 秀男君(理事 吉田 重延君)

岡 良一君(理事 久保田鶴松君)

佐藤觀次郎君(理事 田原 春次君)

広瀬 秀吉君(理事 藤原豊次郎君)

武藤 山治君(理事 横山 利秋君)

春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

大蔵事務官 稲益 繁君

(関税局長)

大蔵事務官 大月 高君

(銀行局長)

大蔵事務官 福田 久男君

(為替局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 澄田 智君

(大臣官房財務調査官)

大蔵事務官 橋口 収君

(銀行局特別金庫課長)

日本輸出入銀行 山本菊一郎君

専門員 披井 光三君

本日の會議に付した案件

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

物品税法(内閣提出第八八号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○小川委員長 これより會議を開きます。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 輸出入銀行の今回の法律改正の二点は、一つは出資金の増額の問題であり、一つは借り入れ制度に関する引き上げの問題でありますけれども、出資金の増額については、現在の輸出振興の建前からいって、今回の増額はある程度やむを得ないかと思うのであります。一体借入金金の限度額を引き上げなければならぬ現在における積極的な理由は何か、承りたいと思

います。

○大月政府委員 御存じのように、この借り入れの限度は、最初出資金と同額ということになっておりましたのを、一回改正いたしまして、現在のよう

に二倍ということになったわけであり

ます。それを今度の改正案におきま

しては三倍に改正したいわけですが

ますが、この出資金と借入金金の割合

つきましては、一つは、出資について

産投會計から出ているわけですが

すが、何分にも産投會計の原資は制約

がございます。その程度範囲なこと

でございますから、輸銀のほんとう

に満足いく程度まで出せるかどうか

というところは、将来のことまで考え

て相当問題があるわけでございます

です。それであと資金運用部資金の借

入れでもって原資を調達いたしてお

るわけでございます。

それでその割合をどの程度にしたら

いいかということが基本的な問題で

ございますが、これは輸出入銀行の貸

出金利水準との関係がございまして、相

当低い金利水準で貸しておる。そう

いたしますと相当額の出資をもつて充

てなれば、コストの面でコスト割れに

なるといふ問題がございまして、そ

ういふ意味で今の金利水準を前提と

して考えますと、大体において出資一、借り入

れ二ぐらいのところをやりますれば

コストがまかなえるという計算になつておるわけでございます。積極的に三倍にする必要は今ないわけでございます。それで今回御提案申し上げてお

りまして、借り入れ金は二倍以内にお

ましても、借り入れ金は二倍以内にお

貸してやるぞという返事をいたしました

のを承諾と申しておりますが、それが

ずっと下半期にずれ込みまして、上半

期よりも下半期にかたまつて参りました

ので、本年度はまだ大きな案件が

残っておりますのでわかりませんが、

多少実際の金を出す貸付額といたしま

しては来年度にずれ込むかと思つてお

ります。

○堀委員 三十六年度はまだわから

ないということですが、三十五年

度は実績として現在八百四十五億と

いのがこの資料には出ておりますが、

この当初の計画と実績の間の差は三十

五年度ならわかると思いますが、ど

ういふ差がありましたか。

○橋口説明員 三十五年度の当初計画

は七百二十億円でございました。実績

はただいまお示しがありましたように

八百四十五億円となっております。

○堀委員 そこで当初計画で三十五年

度は七百二十億、実績が八百四十五億

といたしますと、この間に動きまし

た額は百二十五億円動いたわけですね。

三十六年についてはまだわかりません

というお話でございますが、やはり私は、

計画と実績が非常に違つていふこと

は責任のある計画を出したことにな

らないと思ふ。その原資についてはど

かからでも取つてくるというわけには

いかない、原資の性格でありますから、

私は計画自体は厳密にされなければ

ならないと思ふ。一応厳密に計画を

されるということならば、私は昭和

三十六年はどういう結果が出るかわ

かりませんが、過去の例から見ると、少

なく

とも三十七年の計画についても二百億以上も計画と実績がかけ離れるようなことになってはならない。もし二百億以上も動くというのであれば、それは計画がおかしいということになりますから。そこであなたの方の方は、一体この千二百五十億の計画について、実績が動くことは私も承知いたしますが、その動きの幅をどの程度に抑え得るというか、逆に言いますとそれに合った計画をしておられるのか、その点を一つ伺いたい。

○橋口説明員 ただいまの御質問は、輸出銀行の年度間の計画を立てます場合に、どう御質問だと思えます。私も予算を作成いたします過程におきまして、輸出入銀行の資金の見通しを立てるわけでありますが、その場合に、大きく分けて輸出金融とそれから輸入金融、投資金融の三種類に分けて計算をするわけでありまして、それで、輸入金融、投資金融につきましては、ある程度個別の案件が輸出入銀行の窓口に参加しておりますので、それをもとにいたしまして、いわば積み上げ作業をいたすわけでございます。一番むずかしいのは輸出金融でございますが、輸出金融につきましては、およそ品目別に船舶にその他の一般プラント輸出に分けまして、船舶につきましてはある程度輸出目標というよりな数字もございまして、それも参酌いたしまして、たとえ三十七年度におきましては百二十五万デッドウエートの輸出が見込まれるだろうという一応の輸出のトン数を基礎にいたしまして、それから融資承諾その他の一定の指数によりまして計算をするわけでありまして、それからプラント輸出であります。これは三

十七年度における輸出目標、輸出計画、これは全体の輸出計画でございますが、それが大体一四〇〇億の増になつております。それを参酌いたしまして、同時に輸銀の窓口の引き合い状況等も入れまして計算をするわけでありまして、従いまして、一番計画実績が狂いますのは輸出関係でございます。狂いますのは輸出関係でございます。船船等につきましては急激に輸出がふえるというよりな事象もございまして、また一般プラントにつきましてもある程度の見通しで計算をいたしてあります。たとえは十数パーセント計算いたしましたのが大幅にふえるというよりなことが現実問題としてあるわけでございます。

○堀委員 もちろん計画とその実施につきまして狂うことはあり得ると思えますが、今のお話によりまして、輸出金融として三十七年の計画は一千五百十億円が予定されておりました。その中で船舶が大体これまでの構成割合でいきますと四〇〇億を占めておられますから、もろもろの中で動くと思えば、これは相当な動きが出てくると思えます。これは相対的にも、しかし過去のいろいろな経緯から、皆さんもそういう過去のトレンドをずつと延ばした中で、あるいは日本の製造能力なり受注残高なり、いろいろなものをお考えになれば、私はやはりある程度計画というものについては、皆さんも自信のある計画をお出しになっておられると思っております。そこで私が伺いたいのは、今年度計画において、計画の線でもやむを得ないけれども、やはり不測の事態でふえることはあり得るが、ふえ方は一体最大限度どのくらいのことを見ておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○橋口説明員 ただいま御説明申し上げましたのは、輸出に対する需要と申しますか、引き合いの状況から計算をいたしておられるわけでありまして、あくまでも計算の基礎は、ただいま申し上げましたようなことで計算をやっておられるわけでございますが、同時にまた輸銀の審査能力なり、あるいは事務処理能力という点も考えまして、千二百五十億円というところに相なりますと、毎月相当の金額の融資決定をすることに相なるわけでございます。従いまして、ただいまの見通しでは、千二百五十億円をその大幅に上回ることはないか。なお補足して申し上げますと、ただいま御指摘もございましたように、輸出向け千二百五十億円は、船舶向けを四割と見ておられるわけでありまして、一般プラント向けを六割として計算をいたしておりますので、船舶向けの融資が四百六十五億円というところに相なるわけでございます。それから一般プラント向け融資を六百八十五億円と見ておられるわけでございます。先ほども申し上げましたように、船舶につきましても、輸出が達成可能であるという前提で、四百六十五億円という計算をいたしておられるわけでありまして、それから一般プラント六百八十五億円でございますが、これは本年度の実績見込みの一般プラントが、五百八十八億円と計算をいたしておられますので、それに対して増加率は一七〇を上回ることに相なるわけでありまして、従いまして、ただいまの見通しでは、おそらく千二百五十億円で今年度はまかなえるのではないかと、そういうふうに考えておられます。

○堀委員 それだけ承ると私も安心なんですが、そうすると大体本年の原資計画千二百五十億円は、最大動いても二百億円をこえることはあり得ない、どういふふうに私は判断をしますが、どうでしょうか。

○大月政府委員 何割以内になるだろうというところは、これは単なる予測でございます。確実なわれわれの立場としてお受け合いますわけにはいかならないと思ひます。むしろどちらかと申しますと、今輸出振興が非常に大事な時期でございますので、かりに三割なり四割なり上回るということになりますことだと思ひますので、そうなればあらゆる努力をいたしまして、財政上のやりくりをして、できるだけそれに間に合うようにいたしたい。むしろわれわれの心配は、せっかく千二百五十億つくれましたが非常に金が残つて、どうも輸出が伸びぬんじゃないかと言われる方が、むしろ心配なわけでございます。かりに二割なり三割上がりましたら、資金繰りに支障がないように、二倍を三倍に上げておられるという面では、むしろオーバースタッフに非常に心配だということもございまして、ぜひはしい、こう考えておられるわけでございます。ただ千二百五十億自体につきましては、これは非常に根拠のない数字かと申しますと、今特別金融課長から御説明申し上げましたように、ただいま想定し得る限りのいろいろなデータをもちまして、比較的正確にはじいたつもりでございますので、普通の状態では動きましますれば、そう狂うこともないんじゃないかと考えております。

○堀委員 過去の実績をちょっと伺っておきたいのですが、さつき伺った三十五年の場合は百二十五億と相当大きいのですが、過去において計画と実績の差が一番大きく出たのはいつですか。

○橋口説明員 ただいま手元に三十一年からの資料がございます。それについて申し上げたいと思ひますが、三十一年度の当初計画は五百四十八億円でございました。それに対して実績は五百八十六億円でございました。三十二年度の当初計画は六百九十二億円で、実績は六百八十七億円でございました。三十三年度の当初計画七百三十億円で、実績は七百一十一億円でございました。三十四年度は計画八百億円で、実績は六百四十八億円でございました。三十五年度は先ほど申し上げましたように、七百二十億円が八百四十五億円ということでございます。

○堀委員 今過去の経過を詳しく伺いましたが、大体輸銀の計画は決して過小ではないと思ひます。その中で二百億以上ふえることはないということについて、もしこれ以上ふえるならば、輸銀の計画がおかしい、これは大蔵省を含めて責任があることになると思ひます。

そこで伺ひたいのは、ちょっとこれで計算をしてみますと、今度出資の二百億をふやすことはわれわれ了承いたしました。出資の二百億をふやしますと、政府の資本金は九百八十三億円になります。その二倍の借り入れが現行法で認められるわけですから、そうすると一千九百六十六億円という借り入れが現行法で可能なわけですから、二百億円を出資したることによって千九百六十六億円の借り入れが可能である。ところが本年の計画では六百十億をお出しになるわけですから、それを加えます

と千六百四十億圓というのが現状の借り入れの限度であります。そうすると、千九百六十六億圓まで現行法で借り入れとするならば、本年度六百十億圓を借りても、なお三百二十六億圓というものが現行法で資金運用部から借りられるということが明らかになってくるわけですが、そうすると、あなた方は、この時点で二倍を三倍にふやしたいということ、三百二十六億圓をこえて借り入れをする可能性があるという前提がない限り、軽々に法律案を提案すべきではないと私は思います。

だから私が今まで確かめて参りましたのは、計画が正しいのならば、本年度においては全然ワクの中であつて、それが多少動いても三百二十六億圓以上も動かない限りは、現行の二倍の借り入れ限度を三倍に伸ばす積極的理由はないと思つて、大体これをこういう格好で、ただふやしておけば行政上の処理がやりやすいなどというものはなくて、もしあなたの方で、これはどうしても三百二十六億圓をこえる可能性があるかと判断すれば計画が間違ひです。計画の方が正しいとするならば、この法律の改正は必要がない、こういふように私は考えますが、一体いすれですか。

○橋口説明員 ただいまの御質問の点でございますが、三十七年度末の資本金は、御指摘がございましたように九百八十三億圓と相なるわけでありませう。法律の規定によりまして、借入金金の限度は自己資本の二倍ということになつておるわけでありませう。従いまして、自己資本といたしましては九百八十三億圓の資本金と、法定準備金が十九億圓でございますから、両方合計いたしまして千二億圓が自己資本になるわけ

でありませう。借り入れ限度をいたしまして、現在の法律の規定でその二倍ということになつておりますので、限度額は二千三百億圓ということになるわけでございます。それに對しまして、法律の規定は、借入金金の残高が自己資本の二倍をこえてはならないということになつておりますので、三十七年度末の借入金金の残高は、千二百五十億圓の融資を履行いたしました場合は、千八百四十四億圓の借入金になるわけでありませう。従つて借入金金の余力といたしましては、二千三百億圓と千八百四十四億圓の差額の百五十九億圓が借り入れの余力ということになるわけでありませう。ただいま御質問がございましたように、これを三倍にいたしました場合には、ただいまと同じような計算をいたしますと、三十七年度末の借り入れ余力は千六百一十一億圓ということになるわけでありませう。同時に法律の規定がもう一つありまして、貸し出しと保証の限度を自己資本の三倍といたしておるわけでございます。それでただいまと同じような計算をいたして自己資本が千二億圓でございますので、貸し出し保証限度は三千五億圓になるわけでございます。三十七年度末の貸し出し保証の残高の見込みが、ただいまの計算で推計をいたしますと、三十七年度末におきまして二千九百五十六億圓となるわけでございます。従いまして、貸し出しの余力といたしましては、三十七年度末におきましては三千五億圓と二千九百五十六億圓の差額の四十九億圓になるわけでございます。従いまして、かりに計画に多少の変更がございませうと、ただいまの規定のままではわずかに四十九億圓しか新たに貸し出し保証の余力がないということになる

わけでございます。その点もあわせ考へまして、借り入れ限度を二倍にし、同時に、それに伴つて貸し出し保証の限度が自己資本の三倍ということになるわけでございます。従いまして、この御審議をお願いしております改正で実行いたしました場合に、貸し出しの余力は三十七年度末には千五百億圓になるわけでございます。

○堀委員 そういふほかの条件が関連してくると頭打ちということでありませうが、しかし法律の今の建前からするならば、あなたがさつきお触れになつた百五十九億圓は貸せるわけですね。あとは輪銀の内部の関係になる、そこは一体どういふことですか。われわれの方でさわる部分というものが、外に、輪銀の内部の、さつきおつしやつた新たな貸し出し残高との関係というもので、それは法律で規定されておるのですか。それは輪銀内部における何か規則か、そのところをちよつと伺いた

い。

○橋口説明員 ただいま御説明申し上げましたが、若干敷衍して申し上げました、借入金金の限度額は自己資本の二倍ということに法定されておるわけでありませう。それから同時に貸し出し保証の限度も自己資本と借入金金の両者の合計額をこえてはいけないというものが法律の規定でございます。従いまして、平たく申し上げますと、貸し出し保証の限度は自己資本の三倍ということになるわけでございます。これは法律で明定をされておるわけでございます。

○堀委員 そうすると、結局一番低いワクというのは四十九億ということ、もう一つの百五十九億というのは、一つの面であつて、結果は四十九億が動く、もう今の二倍の限度では借りられない、こういうことになるという理解をしていいわけですね。そこでその次の段階になりますのは、これは私の方は事情がこまかくわかつてなかつたので、それでわかりましたのが、三倍にして、今度はだんだん政府の出資が思うようにならなければ今の四分という貸し出し金利は変わつてくるということにならざるを得ないと思つたのですが、もしこれがかりに三倍の限度をフルに三倍まで借りたとするならば、一体輪銀として輸出金融に貸し出し得る金利は、今資金運用部から六分五厘で借りるといふ前提でいつて、どういふ格好になりますか。

○橋口説明員 現在の規定によりまして、出資金一に対して借入金二というところで計算した場合には、借入金金の利が六・五％でございますから、資金コストとしては四・三三％になるわけでございます。法律の改正によりまして、出資金一に対して借入金三というところでフルに借り入れをいたしました場合には、資金コストは四・八七五％に上がつていくことに相なるわけでございます。

○堀委員 そうすると、今四・三三％と言われたのが、現実に四％で出しておるわけですね。そのあとの〇・三三％というのは、これは全体なんですよ、それから、その他の輸入金融、投資金融でカバをして四分になつておる、こういうことに理解してよろしいですか。

○橋口説明員 輸出入銀行の資金コストに關する御質問だと思ひますが、三十五年度の資金コストは四・三九％になつております。それから貸し出し金利の利率でございますが、三十五年度

は四・一四％でございます。ただ、その他の運用益がございませうので、収入率としては四・三九％となつておるわけでございます。従いまして、三十五年度は収入率は四・三九％、資金コストは四・三九％ということになつておるわけでありませう。それから三十六年の見込みとしては、収入率は四・二八％、資金コストも四・二八％ということになつておるわけでございます。

ただいま御質問のございましたのは、輸出金融の貸し出し金利四％であります。輸入金融は六・五％、投資金融は七％、それから輸出の中でも十年をこえるものについては〇・二五％のスケール・アップをしておりませう。さらに十五年をこえるものについてはさらに〇・二五％、つまり四・五％までのスケール・アップをしておるわけでありませう。

○堀委員 そうすると、今後は三倍にするということ、政府の出資ももちろんふえませうが、それに伴つて借入金もふえるわけですか、比率として見るならば、最大限のところ、四・八七五％になり得る道が今度出てきたわけですね。しかし片面において現在の輪銀は、少なくとも政府出資とのバランスで四分の金利をやつておるわけですが、バランスがくずれてきたときには、それでは今の四分は変わり得るのかどうか。これはもちろん出資との割合の変化が三倍というふうに法律はしたけれども、常に二対一ということであれば、これは別問題ですよ。しかし法律は二対三というふうには改正をした以上は、そういうことはあり得るという前提でものを考へられておるわけですから、その時点で一体今後の輸出金融の金利というものはどういふ形に

しようと考えておられるか、もう一つは、なるかと考えておられるか、その二つをお答え願いたい。

○大月政府委員 現在の輸出入銀行の金利四割は、業務方法書の建前から申しますと、四割ないし七割ということになっておりまして、輸出振興の特別な立場から最低金利を事実上適用している、こういうことでございます。それで輸銀の現実の金利としては、まず第一に国際競争力の問題がございますので、常に国際金利と比較して特に不利にならないようにということをまた考えているわけでございますが、逆に国際金利に比較して極端にまた低い金利を出す必要もない、しかもまた市中一般の金利が国際金利に比較して相当高いわけでございますから、輸出においても実質上大体五〇%くらいになるわけでございまして、例の利潤部分を差し引くとか協調融資の割合とか、いろいろやっておりますと、大体所要資金全体の半分程度を貸すことになりまして、市中の金利と込みにして国際競争ができるというような建前で考えております。

それで最近ここ一年ばかり公定歩合を引き上げたりしまして、若干金利は上がっておりますが、大勢としましては、日本の金利は少しづつは下がっている、国際金利の方はその下がり方がむしろ少ない、若手上がっているというのが過去数年間の大体の趨勢でございます。そういう意味で、われわれとしましては、輸出入銀行の金利四分というものは、若干低いのではないかと大蔵省の立場で見ているわけでございまして、通産省あるいは運輸省あたりともう少し上げたらどうかというようにことで実は御相談しているのをごさ

ます。しかし、こういうように国際収支改善という問題が非常にやかましい時期に、少なくともこの輸銀の金利を上げるということは適当でないというところ、今大蔵省の方でも四分ということをやろうじゃないかと、率直に申し上げておるのでございますが、率直に申し上げて、底流としては大蔵省としてはもうちょっとこれは上げたらどうか、こういうふうに考えております。そういういたしますと、さっきのコストの問題に関連いたしますが、若干のコスト・アップがありまして、金利水準としてはカバーできる、こういうことになるわけでございまして、ただ、これは計算上ないし考へ方の話を申し上げただけでございます、現実の問題としては金利を上げるつもりはありませぬ。それから借り入れにつきましても、余力があるからといまして、その三倍ぎりぎりまで輸銀に借り入れを押しつけるというつもりもございませぬ。先ほどお話し申し上げましたように、大体二倍ぐら

いのところをめぐりにしてございまして、急に輸出が伸びて金が足りない、そういうときには出資はなかなかむずかしい。そうすると当面融資で若干追加するといふようなときに、今申し上げました五十億ぐらゐの限度ではやはり心もとない、こういう意味で端数をつけるわけにも参りませぬので三倍とした、こういうように、御了承願いたいと存じます。

○堀委員 大蔵省はかつて輸銀の利子と申し上げたいということでお話があったと思うのですけれども、今の大臣さんのお話で、日本の金利が今下がってきている、こうあなたはおっしゃいますが、日本の金利は下がってきているんだが、皆さんが恣意的に下げた

んです。日本は恣意的に下げた、諸外国は自然に上がりつつある。これは諸般の情勢の中で上がりがつある、こういうことだと思ふのです。そうするとその下げたものがはたしてそのままではいけるかどうかというところに実は今来ておるのである、全体としていならば、やはり本来の欧米の姿をとるならば、日本の金利は客観情勢の中で上がる条件があると私は思うのです。上がる条件にあるのだから、それじゃこつちも上げていいじゃないかという議論も一つ成り立つかと思ひますが、市中との協調融資の方が上がってくるとするならば、今度は相対的にはこちらの方でも下げなければ国際競争のバランスがとれないではないかというところになってくるのではないかと、私はこういうふうに思ふわけです。そこで今諸外国のこういふふうな輸出金融に類似した金利の動きというのはどういうことか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○大月政府委員 金利は下げておるのか下がっておるのか、まあ御議論でございますが、実は金利を構成する要素といたしまして、コストは毎年下がってきておられます、これは市中金利といたしまして、これは御存じのように、コストを構成いたします人件費、物件費は、資金の量を分母にいたしまして、コストがきまると参ります。毎年最近では二兆以上の資金がふえておるわけでございますので、分母がふえておる。もちろん人件費がベース・アップによつてふえる、あるいは物件費も若干の増加でありますとか、いろいろ事業が拡大いたして参りますと、その辺もふえますけれども、われわれは行政指導をもつて人件費、物件費が非常

に高くないように、いわゆる合理化を要請いたしておるわけでございます。そういう意味で、どちらかと申しますと、資金の量の増加の方がビツチが早くございまして、コストの面の増加率を上回つておる。そういう意味で連年金融機関のコストというものは下がつておるわけでありまして、そういう意味で貸出金利につきましても、銀行の経理から申しまして、下げる余地ができておるといふのがこの数年來の傾向でございます。先ほどお話をございまして、これはいわば去年の秋以降の短期の問題でございまして、長いトレンドで見ますと、確実に下がつてきておるといふことでございまして、具体的に申し上げますと、昭和三十年三月決算期にございまして、二銭四厘九毛四厘、約二銭五厘、年利で申しまして九分一厘程度であつたわけでございまして、三十六年十一月の計数によりまして、日歩で申しまして二銭二厘三毛八厘、年利で申しまして八分一厘六毛九厘といたしまして、年利一分下がつておるわけでございます。これはもちろん金利調整法によるいろいろな指導もやっておりますが、その無理なことはもちろんできません。今申し上げました事情で、実勢もやはり下がつておる、こういうふうに御了承願いたいと思ひます。そういう意味で、日本の金利は、水準として、全体として下がつておる。輸銀のコストは、これは二十年九分ごろだと思ひますが、四分でございました。相対的には、国際比較をいたしまして、逐次有利になつておる。国際開発銀行の金利も多分今

五分七厘五毛程度でございまして、そういうふうなペースから申しまして、今のわが国の輸出の金利というものは、高いものではない、それから、御存じのように、短期の輸出買手の金利につきましても、最低一銭二厘というふうな日本銀行の公定歩合ができて、市中が一銭三厘というふうなことでございまして、輸出の金利というものは、わが国としては相当優遇しておるといふように御了解願つていいのではないかと申つておられます。

○堀委員 全体の中でやはり今当面問題になるのは、先ほどもちょっと資料を報告していただいたわがかりましたけれども、やはり経済の引き締めが起つたときは、いずれも予定額を下回つておるわけですね。三十二年から三十三年にかけてのときは、やはり三十二年で約百十億ぐらゐですか、三十三年に至つては三百億近くも予定計画が充足されなかつたというが事実のようでありませぬ。ですから私どもは、こういう点から見てくるならば、これはやはり国際的な競争力の関係もあるでしょうし、最近ではインドネシアその他においても、わが方のいろいろな契約がキャンセルをされたりするやうな状態もあるやうに聞いておるわけですが、今後のそういう点の問題の見通しについて、その輸出金融をやる当事者である例から、今後のEPC、コン・マーケットの進出のあり方等に關連して、金利はこれから上がる傾向でいいの、その点をちょっと一つ……。

○福田(久)政府委員 国際情報から見ると輸出の見通しについてでございますが、御承知のように、日本の来年度の輸出は一四・六%の伸びを見ておるわ

けであります。それを時期別に大体考
えてみまして、やはりアメリカの景気
回復という点が一つの大きな要因と考
えておるわけでありまして。たとえは、
昨年今ごろのことしの今ごろと比べ
てみますと、アメリカに対する輸出は、
為替ベースから見まして昨年の今ご
ろは月に八千万ドルぐらいであったと
思いますが、最近は一億ドルをこえる
状況でございます。信用状面におきま
しても、そういう推移をたどっており
ます。去年が低かったという事情もこ
ざいですが、かなり伸びております。
欧州関係におきましては、昨年の実績
よりかなり大幅に伸びておりまして、
最近はおそらく二割ぐらいいはふえてお
るのじゃなからうかというふうに思い
ます。これは今まで欧州関係は非常に
低かったという事情もございしますが、
同時に日本の商品に対する向こう側の
輸入について、門戸をなかなか開いて
くれなかった、つまり日本の商品に対
する差別待遇がかなりきつかったとい
うのが、漸次門戸を幾らかずつゆるめ
て、幾らかずつ門戸を開くようになって
きたという事情と、基本的にはE
Cの経済活動が非常に高まって、域外
における貿易も上がってきたという事
情もあると思いますが、こういう状況
で、EEC諸国、ヨーロッパ諸国に対
する日本からの輸出も相当程度期待で
きるのではなからうか。問題は、後進
国に対するそれらのEEC諸国なりと
日本との輸出競争という点がかんり激
しくなるんじやなからうかという点に
問題の焦点がかかっています。従っ
て、東南アジアなりあるいは中南米な
りに対する、あるいはアフリカに対す
る日本の輸出力と、それからそれら工
業国の輸出力というものがどういふ

りに——そこで競争上日本がどういふ
地位を占め得るかという点にかかっ
て参りますので、それらの点につきま
しては、特に輸出入銀行の点にいつた
プラント輸出という点について
、日本と輸出とできるだけのことを
考え、またそういう輸出がふえるよ
うな配慮をしなければならぬ立場に
あるのじゃなか。東南アジアにいたし
ても、あるいは中南米にいたしまし
ても、従来の傾向を見ますと、やはり
アメリカの景気がだんだんよくなるに
従いまして、多少の時間のずれをもち
まして、それらの地域におけるいろ
んな形の購買力というものがついて参
るわけでございます。それに従って日
本からの輸出も伸びておるといふのが
過去の趨勢でもございしますので、それ
を総合勘案いたしまして、今年度も四
十一億ドルの輸出目標がおおむね達成
できるのではないかと考えます。来年
度につきましても、為替ベースで四十
七億ドルの輸出というものを目標とし
て、いろいろな努力を進めていかなけ
ればならないだろうというふうに思っ
ております。

○堀委員 輸出入問題はこの間予算委
員会でもやりましたが、時間が不十分
なので——本日は輸銀の問題です
が、あまり多くを触れたいのです
が、今昭和三十七年度の輸出見通しの
中で一番問題になるのは、やはり私は
東南アジアの部分が一番不安定な要素
ではなからうかと思えます。北米につ
いては現在の信用状なりいろいろな動
きを見れば一七・幾らという伸びは、
これは案外期待できるかもしれな
い、対欧州については一回昨年落ち込
みましたが、それが前年度程度に回
復することは可能ではないかと思

です。問題はやはり東南アジア、中南
米というようなところは、これはやは
り今アメリカの景気のタイム・ラグと
の問題をどう見るかという問題もあ
りますが、同時にこれはコモン・マー
ケットが強い力で進出を促している
に当面してありますし、アメリカとい
えども、やはりこれはアメリカの市場
として考えていくということになっ
てくるならば、この部分における競争力
のいかんということが、私はやはり来
年度の輸出見通しの中の大きな変更を
起こさしめる要素になるのではないか
と思ふ。そうなつてくると、やはり輸
銀の金利等の問題は、どうしてもこの際
に期間の問題を含めてやはり相当再検
討を迫られておる段階である。もちろ
ん今より下げることはカットとの関係
もありまして、適当であるとは思
いませんけれども、やはりそういう面から
考へるならば、輸銀というものが当面
輸出ドライブをやつていくために果た
す役割としては、やはりできるだけ一
対二という比率の上で問題が処理され
ていかなければ、これは全体の問題の中
で非常に困難な問題になるのではない
か、そういう感じがいたします。

○小川委員長 起立多数。よって、本
案は原案の通り可決いたしました。
ただいま可決いたしました法律案に
関する委員報告書の作成等につきま
しては委員長に御一任願いたいと存じ
ますが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○小川委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さように決しました。
この際暫時休憩いたします。
午後零時五十七分休憩
午後二時十一分開議
○小川委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。
法人税法の一部を改正する法律案、
租税特別措置法の一部を改正する法律
案、入場税法の一部を改正する法律
案、通行税法の一部を改正する法律
案、物品税法及び関税率法及び関
税暫定措置法の一部を改正する法律案
の各案を一括して議題といたします。
質疑の通告があります。これを許し
ます。有馬輝武君。
○有馬(輝)委員 最初に大臣にお伺い
をいたしますが、それは、税制という
ものは時の政府の施策の最もタイプカ
ルな表現として出てくるのであります
が、その意味で現在の内閣の文化政策
というものの基本がどこに置かれてお
るか、こういう点で私は確かに今度の
入場税の減税について一歩前進である
ことはある程度認めるわけでありま
すけれども、しかし他の先進国に比べ
て、やはり文化に対する池田内閣のも
の考え方というものがどこにあるの

かという点で、若干の疑問なきを得ないわけでありませう。

それは、たとえアメリカにおきましては演劇においては非課税になっておりませう、イギリスも撤廃しておる。またフランス等におきましてはパレーその他については特段の配慮がなされておられます。それどころかソビエト等におきましては、国家資金の援助というものが大幅に行なわれておりませう、日本の現状はどうかとい

と、国立劇場の問題にいたしましたも非常に足踏みをしておる。総理は今度の通常会における施政方針演説で、それこそ新聞の評によりませうとまだかつてなかつたほどいろいろ情操面に於いて配慮をしたという点で取り上げられておられましたけれども、ただ、それが言葉の上だけで終わっているからいがあるんじゃないか。こういう意味で、今申し上げましたように今度の入場税についても、そのバック・ボーンというものをきつと通して、そして大まかな数字をそれに合わせていくという形が進められておるようにはとても考えられないわけですね。やはり均衡論なり何なりというものが先に立つて、そしてある程度の数字をいじくるというふうな気がしてならないのでありますけれども、そういう面でも演劇——これは私がお話し申し上げますよりも、大臣も十分御承知のところでありませうけれども、日本の文化の向上に大きな役割を果たしておられます劇その他の、パレーにしても同様であります。こういうものに対する助成措置として、基本的なお考えをこの際お聞かせをいただきたいと思つてお

かといふ点で、若干の疑問なきを得ないわけでありませう。

これは、たとえアメリカにおきましては演劇においては非課税になっておりませう、イギリスも撤廃しておる。またフランス等におきましてはパレーその他については特段の配慮がなされておられます。それどころかソビエト等におきましては、国家資金の援助というものが大幅に行なわれておりませう、日本の現状はどうかとい

と、国立劇場の問題にいたしましたも非常に足踏みをしておる。総理は今度の通常会における施政方針演説で、それこそ新聞の評によりませうとまだかつてなかつたほどいろいろ情操面に於いて配慮をしたという点で取り上げられておられましたけれども、ただ、それが言葉の上だけで終わっているからいがあるんじゃないか。こういう意味で、今申し上げましたように今度の入場税についても、そのバック・ボーンというものをきつと通して、そして大まかな数字をそれに合わせていくという形が進められておるようにはとても考えられないわけですね。やはり均衡論なり何なりというものが先に立つて、そしてある程度の数字をいじくるというふうな気がしてならないのでありますけれども、そういう面でも演劇——これは私がお話し申し上げますよりも、大臣も十分御承知のところでありませうけれども、日本の文化の向上に大きな役割を果たしておられます劇その他の、パレーにしても同様であります。こういうものに対する助成措置として、基本的なお考えをこの際お聞かせをいただきたいと思つてお

かといふ点で、若干の疑問なきを得ないわけでありませう。

これは、たとえアメリカにおきましては演劇においては非課税になっておりませう、イギリスも撤廃しておる。またフランス等におきましてはパレーその他については特段の配慮がなされておられます。それどころかソビエト等におきましては、国家資金の援助というものが大幅に行なわれておりませう、日本の現状はどうかとい

と、国立劇場の問題にいたしましたも非常に足踏みをしておる。総理は今度の通常会における施政方針演説で、それこそ新聞の評によりませうとまだかつてなかつたほどいろいろ情操面に於いて配慮をしたという点で取り上げられておられましたけれども、ただ、それが言葉の上だけで終わっているからいがあるんじゃないか。こういう意味で、今申し上げましたように今度の入場税についても、そのバック・ボーンというものをきつと通して、そして大まかな数字をそれに合わせていくという形が進められておるようにはとても考えられないわけですね。やはり均衡論なり何なりというものが先に立つて、そしてある程度の数字をいじくるというふうな気がしてならないのでありますけれども、そういう面でも演劇——これは私がお話し申し上げますよりも、大臣も十分御承知のところでありませうけれども、日本の文化の向上に大きな役割を果たしておられます劇その他の、パレーにしても同様であります。こういうものに対する助成措置として、基本的なお考えをこの際お聞かせをいただきたいと思つてお

かといふ点で、若干の疑問なきを得ないわけでありませう。

これは、たとえアメリカにおきましては演劇においては非課税になっておりませう、イギリスも撤廃しておる。またフランス等におきましてはパレーその他については特段の配慮がなされておられます。それどころかソビエト等におきましては、国家資金の援助というものが大幅に行なわれておりませう、日本の現状はどうかとい

と、国立劇場の問題にいたしましたも非常に足踏みをしておる。総理は今度の通常会における施政方針演説で、それこそ新聞の評によりませうとまだかつてなかつたほどいろいろ情操面に於いて配慮をしたという点で取り上げられておられましたけれども、ただ、それが言葉の上だけで終わっているからいがあるんじゃないか。こういう意味で、今申し上げましたように今度の入場税についても、そのバック・ボーンというものをきつと通して、そして大まかな数字をそれに合わせていくという形が進められておるようにはとても考えられないわけですね。やはり均衡論なり何なりというものが先に立つて、そしてある程度の数字をいじくるというふうな気がしてならないのでありますけれども、そういう面でも演劇——これは私がお話し申し上げますよりも、大臣も十分御承知のところでありませうけれども、日本の文化の向上に大きな役割を果たしておられます劇その他の、パレーにしても同様であります。こういうものに対する助成措置として、基本的なお考えをこの際お聞かせをいただきたいと思つてお

かといふ点で、若干の疑問なきを得ないわけでありませう。

これは、たとえアメリカにおきましては演劇においては非課税になっておりませう、イギリスも撤廃しておる。またフランス等におきましてはパレーその他については特段の配慮がなされておられます。それどころかソビエト等におきましては、国家資金の援助というものが大幅に行なわれておりませう、日本の現状はどうかとい

と、国立劇場の問題にいたしましたも非常に足踏みをしておる。総理は今度の通常会における施政方針演説で、それこそ新聞の評によりませうとまだかつてなかつたほどいろいろ情操面に於いて配慮をしたという点で取り上げられておられましたけれども、ただ、それが言葉の上だけで終わっているからいがあるんじゃないか。こういう意味で、今申し上げましたように今度の入場税についても、そのバック・ボーンというものをきつと通して、そして大まかな数字をそれに合わせていくという形が進められておるようにはとても考えられないわけですね。やはり均衡論なり何なりというものが先に立つて、そしてある程度の数字をいじくるというふうな気がしてならないのでありますけれども、そういう面でも演劇——これは私がお話し申し上げますよりも、大臣も十分御承知のところでありませうけれども、日本の文化の向上に大きな役割を果たしておられます劇その他の、パレーにしても同様であります。こういうものに対する助成措置として、基本的なお考えをこの際お聞かせをいただきたいと思つてお

費も——大型化、カラー化に伴って、いものやだんだん作っていく。また映画館の施設も、まあ目立たないことではありましたが、順を追ってよくなっていく、こういうサービスの向上、この両面から準備が上がつてきているというふうに考えているわけでございませぬ。しかしこの傾向は——どうも今までの統計を見ておきますと、日本はこの傾向はもうちよつと続くとはいへなからうか。アメリカあたりにはますますと、その点は人数は大規模はいを続けていくような形になつておられます。

○有馬(輝)委員 資料によりますと、入場料金は、一昨年の平均が八十五円だったのが昨年には百二十円くらいになつておるといふような形でありまして、確かに今村山さんおっしゃるようになります。入場料金は上がつてはおりますけれども、問題は、先ほど私が指摘いたしましたように、映画館のクラスによつて浮沈が非常に激しいんじゃないか。確かに一流館におきましては興業収入も大きくふえておるといふようになりますけれども、問題は、今村山さんがおっしゃつた、たとえは「釈迦」とか何とか、ああいった映画がかららないと、映画館というものは現在ほとんどお手あげか、もうすでに投げ出しつつかある館が非常に多い。これが一般庶民大衆に及ぼす影響というものを当然考えていかなければならぬと思うのです。そこら辺について、大きくランクを三つくらいに分けて、一流、二流、三流くらいに分けて、入場料から見れば、見たいものについて、入場料から見た把握しておられるのか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村山政府委員 今手元にランク別の平均入場料金の動きあるいは入場人員の動き、その辺はもうちよつと資料を整備しませんとございませぬ。すぐお答えするわけに参りませんが、いずれまた調べましてお答え申し上げます。○有馬(輝)委員 それから大臣にいま一つお伺いをいたしたいと考えております。これは最終結論は出てないやうでありますけれども、経済企画庁におきまして物価抑制策の具体案というものをずつと検討していただいておりますやうであります。そして企画庁案というものが出来まして、十二項目ですか、根本的な基本的な対策要綱といふものが出来ておりましたが、やはりその中でも入場料金の及ぼす影響というものは非常に大きいと思ひます。藤山さんは私鉄運賃についてはやむを得ざる措置として上げるというやうなことで、みずから物価抑制の基本策を破つておられるやうななきらひがあるわけでありまして、やはりこの入場料金の値上がりというものが物価に及ぼした影響というものは、昨年度特におつしやつた、たとえば「釈迦」とか何とか、ああいった映画がかららないと、映画館というものは現在ほとんどお手あげか、もうすでに投げ出しつつかある館が非常に多い。これが一般庶民大衆に及ぼす影響というものを当然考えていかなければならぬと思うのです。そこら辺について、大きくランクを三つくらいに分けて、一流、二流、三流くらいに分けて、入場料から見れば、見たいものについて、入場料から見た把握しておられるのか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○水田国務大臣 今度のは税制の措置でございませぬので、国が減税をした、その減税分が末端の消費者、利用者に還元されたいというところは問題でございませぬ。私どもは今御審議願ひしております間接税の減税についてはとにかくその分だけ末端価格を下げさせる、こういふ方針で今業界別の指導を大蔵省自身も直接にやつております。また御承知の通り、入場料の問題は演劇そのほかは厚生省の管轄、相撲そのほかのスポーツの入場料の問題は文部省の管轄、物品税は通産省といふふうになります。各官庁の協力を得てそれぞれ強力な値下げの指導を今お願いしてありますが、私どもの勧奨は今ある程度はまわつておりました。たとえば酒のときは戻税もありませぬ関係でこれはその通りになります。そのほかの物品税にもずいぶん困難な問題もございませぬが、大蔵省は協力をしますという表明をしてくれました。四月一日を待たずに実施してくれたいという業界もあるといふふうになつておりました。○有馬(輝)委員 それからまた村山さんにお伺いをいたしますが、正月料金というのがありますね。暮れから正月にかけて、大体、映画館にいたしましては、正月を自当に値上げをしていまして、今度の減税分を見込んだか見込まないか知らないけれども、三月になつてもそのままの料金で打ち続けるという状態が相当あるわけですが、この点に關連して、今大臣がおつしやられた値下げという点について、どのやうな指導をおられるのか。それから現在の実際からいたしまして、少なくとも三十六年度の平均入場料金は大体百円くらいになつておるといふのでありますが、政府が考えられた免税点とその根拠をこの際お聞かせをいただきたいわけでありませぬ。

○村山政府委員 おつしやる通り、例年でございますと正月興行で相当いろいろのものを封切りまして、割合料金も高くなる。その次の二月か三月になると落ちるのが通例であります。これはその落ち方が例年よりも落ちない点には御指摘の通りでございませぬ。これはどういふ原因に基づくのか、一つは今言つた人件費が高くなるか、一つは今言つたことでも若干あるかと思ひます。ただ御案内のやうに映画の出し物によつて違ふものから、一体製作費が幾らかかるのか、ロード・ショーのよりなものでございませぬ。一本々々値段が違つてくるわけでございます。そういう意味で定額制をしいておるのには下げる場合もありませぬ。これはまたそれだけの原因として考えなければいかぬ。それから出し物の希望通りにいくのではないかと思つておられます。○有馬(輝)委員 それからまた村山さんにお伺いをいたしますが、正月料金というのがありますね。暮れから正月にかけて、大体、映画館にいたしましては、正月を自当に値上げをしていまして、今度の減税分を見込んだか見込まないか知らないけれども、三月になつてもそのままの料金で打ち続けるという状態が相当あるわけですが、この点に關連して、今大臣がおつしやられた値下げという点について、どのやうな指導をおられるのか。それから現在の実際からいたしまして、少なくとも三十六年度の平均入場料金は大体百円くらいになつておるといふのでありますが、政府が考えられた免税点とその根拠をこの際お聞かせをいただきたいわけでありませぬ。

○有馬(輝)委員 村山さんは映画製作者の立場に立つてものを言つたり、それから村山式算数でもって三十円なんというものを言われるけれども、これ

の点についてお聞かせいただきたいと思つておられます。○有馬(輝)委員 それからまた村山さんにお伺いをいたしますが、正月料金というのがありますね。暮れから正月にかけて、大体、映画館にいたしましては、正月を自当に値上げをしていまして、今度の減税分を見込んだか見込まないか知らないけれども、三月になつてもそのままの料金で打ち続けるという状態が相当あるわけですが、この点に關連して、今大臣がおつしやられた値下げという点について、どのやうな指導をおられるのか。それから現在の実際からいたしまして、少なくとも三十六年度の平均入場料金は大体百円くらいになつておるといふのでありますが、政府が考えられた免税点とその根拠をこの際お聞かせをいただきたいわけでありませぬ。

○村山政府委員 おつしやる通り、例年でございますと正月興行で相当いろいろのものを封切りまして、割合料金も高くなる。その次の二月か三月になると落ちるのが通例であります。これはその落ち方が例年よりも落ちない点には御指摘の通りでございませぬ。これはどういふ原因に基づくのか、一つは今言つた人件費が高くなるか、一つは今言つたことでも若干あるかと思ひます。ただ御案内のやうに映画の出し物によつて違ふものから、一体製作費が幾らかかるのか、ロード・ショーのよりなものでございませぬ。一本々々値段が違つてくるわけでございます。そういう意味で定額制をしいておるのには下げる場合もありませぬ。これはまたそれだけの原因として考えなければいかぬ。それから出し物の希望通りにいくのではないかと思つておられます。○有馬(輝)委員 それからまた村山さんにお伺いをいたしますが、正月料金というのがありますね。暮れから正月にかけて、大体、映画館にいたしましては、正月を自当に値上げをしていまして、今度の減税分を見込んだか見込まないか知らないけれども、三月になつてもそのままの料金で打ち続けるという状態が相当あるわけですが、この点に關連して、今大臣がおつしやられた値下げという点について、どのやうな指導をおられるのか。それから現在の実際からいたしまして、少なくとも三十六年度の平均入場料金は大体百円くらいになつておるといふのでありますが、政府が考えられた免税点とその根拠をこの際お聞かせをいただきたいわけでありませぬ。

○有馬(輝)委員 村山さんは映画製作者の立場に立つてものを言つたり、それから村山式算数でもって三十円なんというものを言われるけれども、これ

よつて毎月々々料金を変えていくという考えもあると思つてございませぬ。しかし全体の統計で見ますと、おつしやる通り例年に比しては、正月に對して二、三月の下がり方が少ないというふうに見受けられるわけでございます。その辺の原因が那边にあるか、物価一般の問題でございませぬし、われわれは別の税という観点から注目しておるわけでございませぬ。それから第二番目の免税点でございませぬが、これは御案内のやうに、現行では臨時開催の場合は二十円、それから学校の先生が児童を連れていく場合には三十円、そういうことになつておりましたが、今度は税率を一率に一〇%引き下げると同時に、免税点を一率に三十円にしたらどうかという提案を申し上げておるわけでございませぬ。従来最低のところは三十円という問題と、それからかう一つは、昭和十五年、それから二十二年あたりの免税点がございませぬ。それを物価換算いたしますと三十円ちよつとオーバーするくらいだといふところもございませぬ。その辺を出してございませぬ。これは全然別の場合でございませぬ。先般横山委員から御指摘がございませぬ。例の見賞演劇、この状態を見てみたわけでございますが、大体三十円くらいでございます。これはもちろん提案後見たわけでございますけれども、その辺をならみ合わせややつておるわけでございませぬ。大体その辺をねらつて考えておるといふことでございませぬ。

は実態に即しないことおびたしいです。そのいっただ料金でやっておるところはすでにつぶれちゃった。私の親戚にも映画館をやったのがあつたが、つぶれちゃったのです。つぶれるべきものはとくにつぶれちゃつておるのです。ですから、さつき大臣にお伺いしたことを関連するけれども、こういっただものを見つめる際には、実態に即応し、しかも国民の娯楽だという視野から見てもらわなければ、税制それ自体として非常に不具ないびつなものになるのじゃないかと思つておられます。この点について答弁を求めてもやっぱり同じことを繰り返されるだらうと思つて求めませんが、問題は来年度はやはりそういう視野からぜひ取り上げていただきたいと思つておられます。

次にお伺いをいたしますが、提案されております国税通則法の中の第五節の第十三条の人格のない社団等の地位に関する規定と、それから入場税法の改正案初め各法に盛り込まれました、たとえば入場税法におきましては第二十八条の「法人の代表者(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。）」云々の規定、これは通則法が通過しなければこのカッコの中の規定は効力を持たない、このように理解してよろしいかどうか、この点についてお伺いをいたしたいと思つておられます。

い限り法人とみなす、こういう規定があるわけでございます。それを受けまして今のこの二十八条になるわけです。そこで、法人の代表者、こう言つておるときには、すでに法人とみなされた人格のない社団の代表者を含んでおる。代表者までは、これはここで表で読んでおるわけですが、ただ管理人という定めは、普通の法人にはありませんので、特に管理人だけを出す意味でカッコで書いておるわけでございます。従つて、人格なき社団の管理人とありますが、そこは人格なき社団にアクセントがあるのではなくて、カッコ内の管理者にあるわけでありまして、人格なき社団についてはすでに国税通則法で法人とみなされ、その代表者はその代表者だということ以外で読んでおられます。従いまして、もし国税通則法がないもの、あるいは通らないといつた方がいいたすれば、この規定は代表者については少なくとも意味がなくなるという点でございます。管理人だけ意味があるのかといつたら、これは全意味がないと言わざるを得ない。規定の意味がなくなつて当然意味をなくするということでございます。もしこの規定がなければこの二十八条の第一項は動かぬ。二項の方は、これは今の訴訟を代表する者はだれかと書いたわけでございますが、ここに書いておられますように「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」について前項の規定の適用がある場合においては「こう書いておられますので、従つて、向こうの規定がなければ前項の第一項の規定はなくなり、これは動かぬことになる。従つて、第二項では前項の規定の適用がないと

いうことでございますので、全体として動かない。結論からいいますと、先ほど冒頭に申しましたように、もし国税通則法で予定している規定がなければこの規定は自動的に動かなくなつてしまふ、こういう結論でございます。先ほどちよつと免税点のことで申しましたけれども、こういうことがございまして、あまり免税点を高くないと、地方の常設館と臨時開催の關係がございまして、臨時開催の方はどうしても費用その他の關係で製作費が安くつく、それにみんな押されて、常設館はこれ以上苦しくなるというようないことはかねて言われたわけでございます。考へておられるわけは三つばかり考へておられるわけでございます。過去において最高は三十円でございます。今度一率にしておられます。それから物価倍率で見ますと二十円くらいになりまして、それからあまり安くすると、今の臨時興行等の、こういう關係の常設館が相当困るといふ点、これらの点を考へてやつたわけでございます。全体といたしまして、戦前は大体映画館の数が全国で千五百ぐらいでありまして、現在統計で見ますと八千八百ぐらいになっておられます。それから、映画の本数は、先般われわれが専門家に聞いたわけでございますが、アメリカよりも一週間の製作本数が多い。この辺に非常に經營の問題が實際はあるのじゃないか。税はもろろんそれとは別と見なすけれども、それらの実態を見ながら考へていかなければならぬが、經營がだんだん苦しくなるという問題は、その辺にも一つの原因があるのじゃないかと思つておられます。よけいなことではございますが、ちよつと気がつきましたので……。

○有馬(輝)委員 そのよけいな方については、いろいろまだ議論がありますけれども、大臣も御出席の時間が限られておるようでありまして、あと佐藤委員、広瀬委員の質問がありますので、一応大臣に対する質問はこれで終わります。

○小川委員 佐藤次郎君。

○佐藤(観)委員 大蔵大臣の時間がありませんので、若干今の関連質問をしたいと思つておられます。

いろいろの問題がありました。減税の問題であります。自然増収というのが五千数百億といわれておられますが、一体どういふ例が外国にあるだらうか。毎年々々自然増収を作つて、そして取り過ぎたのであとでちびりちびり返すような、こういう予算の政策、財政政策はどうもおかしいのじゃないかといふような考へを持っておられるわけでありまして、先日も中山会長が来られて、減税の問題についていろいろ内容の説明がございましたが、大蔵大臣は、こういうような自然増収が五千数百億もあるといふような事態が正しいのか正しくないのか、これが日本の財政の裏打ちであるかどうかといふ点の御意見をまず伺いたい。

○水田(國)大臣 歳入の見積もり方は前から申し上げましたように、徴税の実績を土台として、品目別の積み上げ計算で出すわけでございますが、その際私どもは、たとえば今の三十七年度の歳入予算で申しますれば、三十七年度の経済見通しというものを一応政府は立てて、この見通しに基づいていろいろな経済指標を織り込んでこの推定をするわけでございますので、税の見積もりが違つていくことは、結局基本的には経済見通しが狂つてきたとい

うことにならうと思つておられます。現に、当時参考にした指標の狂い方と自然増収の見方の狂い方が、大体一応対応しておることでもおわかりだと思つておられる。どうしても見込みよりも多く経済が伸びて、国民所得がふるといふところにあります。税の構造が累進構造であります以上は、狂い方がやはり相当多くなつてくるというところでございまして、問題はやはり経済の見通しの問題、見通し通りに経済が動いていないといふことから税の見積もりが現実的には狂つてくるのだといふふうに考へておられます。毎年多い方に最近狂つておられます。五年前を見まうかと思つておられますが、四、五年前を見ましたら、見込みの方が多くて税収が実際にそれだけなかつたといふ年も、ついでに、これはよくなる方へ狂つておられます。自然増は大きくなるかわりに、悪くなる方へ狂つておられます。これがまたその率以上に大きい狂いをするという性質のものでございまして、相当この点は慎重に見通しを立ててやつておるつもりでございますが、この三、四年來は成長が大狂いをしておる状態でございますので、自然増の方が多く出過ぎた方が二、三年続いております。この状態でございます。

○佐藤(観)委員 これは今参議院でも予算委員会でも審議中ですから問題になつておると思いますが、水田さんはすでに二カ年近く大蔵大臣をやつておられる。昔は高橋是清の高橋財政といふのがあり、それから同時に昔の大蔵大臣は相当権限もあつてやつておられましたけれども、どうも水田財政といふのは何か無性格じゃないか。私は池田さんの悪口を言いたくないけれども、池

田さんは通産大臣、大蔵大臣をやることに失敗する、どうも経済がうまくない。その面を水田さんは引き受けて、無性格な財政政策、無性格な経済政策をやっておられるのではないかと。結局そういうものの犠牲になるのはむしろ中小企業や国民がそういう犠牲になるのであって、このごろや落ちつきましたけれども、相当そういう点で一般に批判があるわけです。こういう点について一体水田さんは水田財政といふものの性格をどのように考えておられるのか。これは大問題でありますから、そう簡単には一口に言えないかもしれません、あなたがどういふようにウエートを持ってやっておられるのか。どうもなしくずしにするるをうやっておられるような感じがするのであります。そういうあなた自体の財政政策、経済政策といふものを、一つここで簡単にやっておりますから、こういうふうにやっておりますといふようなことをお示しを願いたいと思ひます。

○水田国務大臣 これは非常に大きい問題でございますが、要するに今の政府は、国民総生産倍増計画といふものを立てて、十年以内に総生産の倍増をしようといふ計画を立てておりますが、これを立てました以上は、やはりそこにもさしげななければなりませんので、これを順調にやういふようにやるには、まずいろいろな経済諸条件の基礎固め、その上に立つて順々に伸ばしていくのでなければいけませんので、その高度成長政策の基礎条件の整備ということがやはり重要であるかと申します、あの計画の中の要綱ではつきり重要施策として示されておるものが

幾つかございます。それにはやはり公共投資の問題、これが経済の発展と不均衡であつたら、この順調な長期計画といふものは遂行できないといふことが一つ、それから成長政策に伴つて、当然そのままにしておけば社会格差が増大するといふ面もありません。経済が成長すれば格差が自然に解消するといふ性質のもの、そうじゃなくしてそのままにしておくなら社会格差がますます拡大するといふ性質のものもございまして、そのためにはこの格差を常に埋める政策を伴つていかなかつたら、この均衡ある経済成長はできないといふ点から、社会保障の強化といふような点も、成長政策に伴つた基本的な施策としてあそこに示してあります。

それからさらに経済が波をやたらに打つ、波動を大きくするといふことは、順調な長期計画の遂行はできないといふことから、金融政策についてもこの波動をできるだけ狭める政策をとるといふようなことも示されております。ですから、私どもの財政政策は、結局高度成長政策をとつていふ以上、ともすればおくれしてしまふ、不均衡になる社会資本の強化と申しますか、拡充と申しますか、常に民間との均衡をとつた支出をやつていかなければならぬといふ点、社会保障の点、それからもう一つは、四つあそこに示されておりますが、やはり人的な要案の問題でございまして、技術を進める技術者や伴わせていくといふことが必要ですから、当然文教政策といふことが必要となつてきますので、結局予算の編成方針もそういう点を重点にして編成するといふのが私どもの考え方でございませう。ただその場合に、問題はそういう

一連の政策も、日本の経済はともするとこれは国際収支といふものの制約を受けることが多いのでございませうから、国際収支の均衡といふものは始終見ている政策を実施しなければいけませんので、これは結局そのときどきの問題、内容の問題は準備しなければなりませんし、また一たんきめた予算も情勢が変わつてきた場合の執行の弾力性といふような問題は、これは当然やらなければならぬことと思ひますが、問題はやはり国際収支の均衡の上に貨幣価値の安定といふものを維持しながら、今言つたような施策を重点的にやるといふのが、しよせんわれわれがやるべき財政政策であつて、その方向で私どもはやつていふつもりですが、無性格ではなくて、案外高度成長といふものを目的としたりつばな性格を持つた財政政策をわれわれはやつていふのじゃないかと私は思つていませう。

○佐藤委員 水田大蔵大臣は今まで池田さんの言ひ、そのことを言つておられますが、等倍増計画とか高度成長政策といふことをしておられる、一体具体的にはどんなことをしておられる、何もしてないじゃないかとお聞き書いておられます。今までの政府の政策といふものは、ちよと東京都の交通のよくなつて、にっちもさつちもならなくなつてから、それダンプカーをやめ、それトラック来るな、昼間は観光バスをやつちやいかぬといふやうな、そういう無計画な考え方でやつておられるのではないかと。なるほど現実の東京都の交通は麻痺状態でありませうが、やはりそれには品川湾がある程度埋めるとか、あるいは今ごろになつて官庁の公有地を開放するなどというよくな、もう十年前にやらなければならなかつたようなことを今やつておられる、そういうようなことをやつておるのではないか。高度成長政策のついででありますし、所得倍増のついででありますし、それに伴うような政策をすけれども、それに伴うような政策を政府がやつておられるかどうか。これはおそろく水田大蔵大臣は良心的な人でありませうから、まさかつたと思つてはおつても、どうも池田さんにたつくと工合が悪いので、いろいろいふところではうまく答弁を合せていふところではあるまいかと考へますが、そういうことであつてはならない。少なくとも現在の日本のあなたの方減税政策をいろいろやつておられますけれども、みんな大蔵省の村山主税局長が考えを事務的なことばかりやつておる。それだから行き詰まつてくるのではないかと。きよはは蔵大臣の時間があるから、あとで事務当局に聞くつもりでありますけれども、そういう点で政府が盛んに高度成長政策とか倍増計画をやつても国民はおどらない。私は日本の財政の中で、いいにしろ悪いにしろ、高橋財政とか、井上財政とか、そういうものには一つの流れがあつて、日本の経済をゆり動かすような改革をやつていふと思ひますが、どうもそういう点について、何もそういう新しい点がない。ただ行き当たりばつたりやつておるやうな気がいたします。それが一つであります。それから今度物品税の減税が出ておられます。私たちはこの物品税のような税金は、これは戦争中にできた税金でありまして、少なくとも五千五百億からの自然増収があるときには、こういうものは五十数品目に限つてとつて

おるわけですが、こんな不公平な物品税といふのはおそろく一千億足らずであるから、この際思い切つてやめてしまつたらどうか。そうすればなるほど水田大蔵大臣は物品税をやめた偉い大蔵大臣だといふことになると思ひますが、ちよびつとだけ下げつてつじつまを合わせるようなこつた減税政策では国民にはアピルしない。そういう点で、一体減税なる場合には、答申案がこつたと言つたとかあつたとかそんなつめのあかをほじくつてどういふするといふやうなやうなことをしなさい、思い切つて物品税をなくするよな英断はできないものか。今、物品税の法案が出ておられますから、いづれ村山さんあたりからそれを聞くつもりですけれども、そういうような基本的な改革をやる御意思があるのかどうか。

○水田国務大臣 その前に、行き当たりばつたりといふお話でありましたが、そうじゃなく、やはり長期計画を立てれば、施策のものさしといふものを御承知の通りたくさんできております。十年間にこつたやうにしようとするのなら、たとへば道路投資はこの十年間にどれだけやつたらいいか、どういふふうな年次の計画がやればどういふ計画でやるとか、治山治水はどういふ計画でやるとか、社会保障の問題については、いろいろの計画を立てて、やります。その中に、それに伴つた長期計画がたつたものさしに依つた予算を組むといふことをやらなければ、これはもう計画それ自身が遂行できないといふことは

はつきりいたしますので、私どもは予算編成で、今むしろこの計画に縛られるのが実情でございます。またそれがいいことで、いわば政治の計画化と申しますか、これはいいことだと思っております。そう見ますと、今後十年間とはいわず、年次を追ってどれくらいの国の経費が必要であるかということも出てきます。そうしますと、それとやはり減税との関係が生まれ、できるだけ国民負担を軽くしなければなりませんから、毎年減税はやっておきますが、ただ一度に全部国の所有財源というものを無視した減税というものはやれませんが、どの点から手をつけて、しかも均衡を破らない、税体系を守りながらどういふふうな手直しをやって減税をやっていくかというところが、減税についての当面の一番むずかしい問題でございます。私どもはそのための専門家を集めた調査会を作って、そこで三年もとにかくやっているので、それから、いろいろ意見を尊重しながら逐次減税をやっておられるというのが実情でございます。これをやったらいいとわかつておられることはたくさんございますが、今言った長期計画に縛られている国の財政の果たすべき役割との関係で、おのずから減税のワークもその年々に調整していかないと、必要があると思っております。やりたいことはまだ減税でたくさんございますが、そういう制約のもとに体系的な減税をやろうというものが私どものねらいでございます。ちょっとことしは御承知のように少ないといわれるのですが、シャープ改正以来一番大きい大幅な減税でございますので、今後この経済がうまくいって、国民所得のふえ

方いかんによつては、これはもつと思いつたことも私はやれるだろうと思つております。

○佐藤(觀)委員 幾ら言つてもどうせ聞いてくれぬことでもありますから、あまり言いませんけれども、先ほど有馬委員からいろいろ質問がありました。入場税の引き下げとかあるいは酒の税金が下がってくるというようなのは、これはお互いに感じのいいことでございます。ただ、一面そういう物価を下げるような形をとりながら、四月からは電車賃が上がる。まことに圈内でも物価を抑えよという意見と、やむを得ず上げようじゃないかという意見とあるように私は聞いております。一方においては、そういう減税をした関係の方は下がってくるけれども、やはり電車賃、自動車賃が上がる、私鉄が上がるということになるのですが、そういうことはどうも矛盾じゃないか。これはせつかく政府は物価の値下げをやるような運動をやりながら、一方においてはその反対の私鉄運賃上げなんかやる、こういう非常に矛盾したような感じがするので、私たちは、物価問題というのは、現在いろいろの問題があつて、春闘が盛んになつたりあるいはまたいろいろ労働者の要求がふえるというものは、政府の所得倍増計画からとかく物価が上がつておられることは事実でございますが、そういう点の一貫した政府の方策が、どうもないのじゃないかというように、なことを心配されるわけです。こういう点で国民が不安のないように、大蔵大臣のこういうような政策、こういう計画で、減税をやると同時に物価は下げるんだ、だから上げる面はこういうようにやむを得ず上がるというより

な、そういう納得のいくような説明がどうも一般に理解されないのではありません。こういう点は一体どういふような内容になつておられるのか、この際、物価問題にからめてお伺いしたいと思つております。

○水田(國務)大臣 今の私鉄運賃の値上げはきめたわけではございませんが、今企画庁でこの問題を検討していることは事実でございます。物価を上げない、やむを得ないものはこれはやむを得ないというのが、今までの政府の方針でございます。その点にずいぶん沿つてきておるつもりでございます。が、料金の問題、サービス料の問題というものは、これまでやむを得ない部類に入つておりました。そのつど一応の説明はしてきておりましたが、やはり物価というものは、特に人為を加えたそういうひずみを作つておくということとは、いろいろの点に影響があつて、均衡発展を害する一つの要因でもございますので、理由があつてやむを得ないというものを不当に押えるという措置は、私は適当じゃないと思つております。

さらにもう一つは、物価を下げるというために、国民の税金を犠牲にした、財政資金を不当に犠牲にして下げるというよりなやり方も、本来の物価対策にはならぬ。結局、物価問題は、経済政策全般の問題として解決する以外にはないことを考えますと、政府は当面押えられるだけの手を尽くすことについてできるだけ手を尽くしますが、やはり根本的には、今後の経済政策そのものによつてこの物価問題を解決していくよりほかに仕方がない、私はそういうふうに考えております。

○佐藤(觀)委員 物価問題は国民の生活に非常に密接な関係がありますので、当局に立つ大蔵省の見解というものはいろいろ大きな問題になると思つておりますが、それと関連して、実は私病気で二週間ばかり休んだので、問題を堀委員に譲つておりましたが、山際総裁がこへ来られたときに、在庫見通しについて、日銀と経済企画庁との間にいろいろ矛盾があつた。その当時山際さんは、三、四月ごろに在庫は大体なくなるだろう、ところが政府の見解では、八、九月ごろまでは大丈夫だろう、こういう二つの矛盾した結果が出ておりました。そういう点で、これは景気の問題と関連いたしました。非常に大きな問題になると思つておられるのか、これは現実的になかなかむずかしいことで、ソ連とか中共とかというより、国で経済をやつているところでは、そういうことがはつきりとして出ると思いますが、自由主義経済をとる国ではなかなか出ないと思つておられるのか、これは景気の問題とからんで、一体日本の在庫見通しがどのくらいになるか、そういう場合の国際収支はどうかという問題と関連して非常に重要な問題だと考えております。大蔵大臣は、こういう点について一体どういふお考えを持っておられるのか、一体政府は、どういふ見解を持っておられるのか。これは日本銀行の山際さんはその当時、自分たちの考へ方は控へ目にしておられるといふようなことを言つておられました。それ以上詳しいことを言われなかつたけれども、日銀の調査と経済企画庁の調査が非常に違つておる。ただ一月、二月にそり材料の大きい食いつぶしが始

ことは、国際収支上大きな問題になるというふうに私たちは考えております。大蔵大臣はそういう見解を持っておられるのか、その点も承つておきたいと思つております。

○水田(國務)大臣 在庫の見方についてはいろいろ問題がございます。政府部内においても、これは当初各省別に見方が違つておりました。そこで、やはり一応政府の見方を統一する必要があるので、企画庁を中心に大蔵省、通産省、政府部内の各関係者が集まつて、いろいろの資料から検討した結果、見方の統一を一応はいたしました。それによりまして、正常生産を維持するに必要な在庫以外に、余剰在庫が二億ドル分ぐらひは原材料において余裕を持つておる、そこらの見方が妥当じゃないかというところに今落ちついておられます。その在庫がどう食いつぶされるかという仮定の予想としましては、一、二三月の間は半分ぐらひこの材料の食いつぶしがあるだろう。四月以降にあとの半分が食いつぶされる、こういう状況になるだろうというのが今までの私どもの考え方でございました。ところがこの一、二三月の輸入の現状、生産の現状を見ますと、生産が頭打ちにはなつて横ばい状態になつておりますが、当初予想したように生産が落ちていないというところ、それからもし材料の食いつぶしが始まるとするなら、輸入はこの辺まで減らさうという予想も少し狂つて、輸入がその割に減つていないというところになります。異常在庫が一、二三月の間はどれだけ食いつぶされていくかということが少し不明確になつて参りましたので、一、二三月の間

まっではないのではないかと、私個人は気がしております。そうしますと、この食いつぶしは、まだ三月はわかりませんが、三月以後にこの食いつぶしがずれていくという形になるのじゃないかと今のところは考えております。

○佐藤(観)委員 それと関連して、国際収支は日銀では非常に監視しておりますが、これも黒字を続けておりますが、いつごろになったら国際収支の安定ができるかというところの見通しを大蔵大臣は持っておられるか、この点を聞いておきたいと思っております。

○水田(観)大臣 国際収支の見通しは、以前、予算の編成期において立てた三十六年度の見通しでは、御承知の通り経常収支において九億二千万ドルの赤字、資本収支において七億二千万ドルぐらゐの赤字になるんじゃないかと、この春の予算編成期の際に立てた見通しでございませぬが、そのときの見通しよりは国際収支はこの三十六年度は相当改善されておまして、一億ドル前後政府の見通しよりは赤字が減るんじゃないかというふうな見通しは見ております。それに就いて今度は三十七年度ということになります。輸出の見方は、今のところ、輸出の方は私は政府の見通し通りにいくのじゃないかと思っております。対米輸出が非常に増えて参りましたし、LCベースでは昨年比べて四〇％も対米だけはふえている。全般の輸出についてもLCベースで見ますと、一割五分、一割九分というふうなふえておりますので、この調子でいくんでしたら、輸出はわれわれも力を入

れておりますが、いくんじやないか。輸入の方はこの生産の落ち方、伸びのとまり方、こういうものと関係しますので、今の程度の生産状態ということになりまして、輸入を四十八億ドル程度に押えるということが非常にむずかしくなりはせぬか。これはまだ二月までの生産の状態ですからわかりませんが、今の機械受注の減り方とかいろいろのものを考えましたら、三月以降ある程度やはり生産が落ちると思っておりますが、これを見ないとはつきりわかりませんが、輸出入の見通しは何かとかがいこうこととございまして、私はやはりこのことと下半期に就いて国際収支を均衡させるといふことは一応可能じゃないか、今のところはまだこの前に立てた見通しを変更するところまでは事態は全然聞いていない、一応そういうふうな思われませぬ。

それで、この一月前後の私どもの考えでしたら、材料の食いつぶしが急速に行なわれて、そうして生産がある程度落ちるといふことでしたら、国際収支の経常収支における回復も、四月、五月ごろ上半期に国際収支の均衡するという事態が一ぺんくるんじゃないかという見通しを一時立てたこともございませぬ。これは早くくることは非常に好ましいのですが、私はやはり案としては、これがあまりに早く過ぎるといふことは、ほんとうの基礎の上に乗った国際収支の改善でございませぬので、また七月、八月というところへいつて生産がふえてくる、輸入がふえてくるという状態になってくると、政府の最初予想した回復期というものが時期的にむずかしい問題になりはせぬかと思つて、むしろあまりに早く過ぎることの方を好まない案としており

ました。今、この様子で見ますと、その急速にいくこととでなくて、徐々に国際収支の改善の傾向が出てきたので、安定した基礎の上に立つてのほんとうの意味の国際収支の均衡というものはやはり下半期にきてくれる方が私どもは気が楽だと思つております。

○佐藤(観)委員 見通しのこととございませぬから、いろいろ一切を解明するわけにはいきませぬけれども、私は昨年の十月フランスへ行つておりましたときに、現場で――御承知のようにフランスはアルジェリアの問題で非常に不安定でありませぬけれども、経済のベースの方はなかなかくずれない。御承知のように、EECを中心として非常に経済的な発展を遂げておることと驚いてきたのでありますが、同時に、八月ごろから、私の知人がEECのことを非常に心配しておられて、日本の経済の立ちおくれは、日本のEECに対する見解が非常に甘い、こういうふうなことを聞いておりました。これは通産大臣の所管の点もありませんが、少なくともその当時は、まだイギリスが入つておりませんでしたけれども、最近イギリスもアメリカもこのEECに対して積極的な働きをしておりませぬ。こういう点について、一体日本の政府はどういうふうな対策を講じておられるのか、これは国際収支と深い関係がありますので、これも一つ大蔵大臣から御意見を承つておきたいと思つております。

○水田(観)大臣 EECの動き、これに接近するアメリカの今の動きというものが、日本にとつていい材料であるか、悪い材料であるかということについては両面があるかと思つて、日本

も結局接近政策をとらざるを得ませぬので、このEEC及びこのアメリカの連携に対しては今後積極的に接近するという方法を私どもはとるつもりでおりますが、今御承知のような状態で日本が自由化を進める、自由化を進めるためには関税を上げるといふ形で一時的期間対処しなければ、やはり国内産業との関係で工合が悪い面がございませぬので、今は関税を一時上げるといふ形で自由化の遂行を考えております。まあこれはやはり私は長続きすることとございませぬので、長期的にEECとの接近をはかるといふ方向を立てる以上は、これはお互いに関税を引き下げ合つていふ方向でこの問題を解決するよりほかございませぬので、当面の政策と政府の長期的な政策というものを一応分けて、そのつなぎをどういうふうな形に解決していくかというところが、これからの私どもの産業政策になるわけとございまして、今それらの点について、私ども真剣な検討をしておるときでございませぬ。

○佐藤(観)委員 最後に、時間がありませぬので大まかなことを二、三お伺いしておきますが、今自由化の問題については、非常に日本経済が重要な段階に来ておるといふことは大蔵大臣の言われた通りであります。それと関連して、一体政府は東南アジアの貿易の問題、それから中南米の貿易の問題をどのように考えておられるのか。もう一つは、いろいろ自民党の諸君は非難をしますけれども、中共との関係、一体この貿易の再開に対してはどういうふうな考えでやつていくのか。ただ行き当たりばつたりにまかせて人を非難するだけしておられるのか。こういう点で私たちは中共貿易という問題につ

いても、いつまでも捨てておけないように感じますが、一体どういうふうな大蔵大臣は考えておられるのか、大きな問題でありますけれども簡単にこの点御説明願いたいと思つております。

○水田(観)大臣 この問題は私は予算委員会でも申しましたが、前のことを言つては恐縮ですが、私が通産省におりましたときは、やはり政経分離という線に立つて貿易はお互いに伸ばし合つていふ方針のもとにいろいろ施策をいたしました。チンコムの問題につきましても相当の踏み切り方を私どもは実際に度軌道に乗って伸びてきたことは御承知のことと思つております。あの調子で続いたおとなら、今ごろ相当の貿易にお互いになつていふはずでございませぬが、ああいう形で中止されたというところは、今から考えても残念でございませぬが、この原因がどちらにあるかは別といたしまして、私はやはり日中貿易は必要であり、これを進めるためには、中国と欧州諸国とのあり方は政経分離という、政経可分という方向で現に解決しているのに、日本ひとり政経不可分という原則に縛られてこの問題が停滞していることがおかしいのであつて、これは貿易とそほかの問題は別だということと、やはり両国が一応この問題についての話し合いをして解決するんなら問題は急角度に進むだろうと思つて、この問題がある限り、これは中共貿易をしたくてもこちらではできないというのが現状でございませぬ。このできない原因が日本にあるのか中国にあるのかというところは、私は問題だと思つて、日本も中国との貿易を欲しているし、中国もその建設について日本との交流を必要として

いるという必要性が現実に中国にあることはつきりしておるのでございませぬから、お互いに経済提携ということについて踏み切る道をごとで両方が開くべきだ、私はそういう考えを持っておりませぬ。

○小川委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 最初に大臣はめったにお出にならないから一つ聞いておきたい問題があるわけだ。本委員会におきましては原材料を中心とした在庫論争は非常に活発に行なわれ、またただいまも行なわれたわけでありませぬが、最近、私どもの危惧は、やはりそれと同時に製品在庫の問題がそろそろ問題になってきているんじゃないか。しかも過剰生産、圧迫がそういう形で出てきつつあるんじゃないかという危惧を抱いておるわけだ。新聞等においてももうすでに製品在庫の問題にすべき時期が来ているということだ、こまかい数字をあげて論評しておるところもあるようでありませぬ。この点はやはり輸出の問題とからんで非常に大きな問題になりますし、また過剰生産、圧迫というよりなことがいろいろのことから出てくるし、また金融の問題としても新たな製品在庫に対する金融というよりなものが出てくるんじゃないか、こういうよりなもの、これは先走った議論かもしれませぬ。きょうはこまかい数字をあげての質問を省略しますが、この問題に対して大蔵省としてどういう工合に現状を抑え、そして生産との関係、輸出との関係、こういうよりな貿易との関係において、先行きどういふ見通しを持っておられるか、現状と見通しについて一点伺いたいと思っております。

○水田國務大臣 引き締め政策をやるという目的は、御承知のように内需の抑制にございませぬので、伸び過ぎた経済をある程度ごとで押えて、もう少しならかな成長率にする必要があるということからやつたわけだ、ございませぬ。この引き締め政策がいろいろの面に効果を現わしてきましたが、直接生産の面にこれがはつきり響いてこなかったというごとが過去の事情だろと思ひます。私どもは、十二月から生産が少し落ちて、そして製品在庫も多くなつていく、それに続いて生産が落ちるといふ過程を想像して、いま一月の生産が落ちなかつたかわり、今あなたのおっしゃられる傾向が統計の上ですと出てきた、こういうごとでございませぬので、それに伴つて在庫調整というものが初めてご何カ月間の間に進められる過程に入つてきたのだという見方をしています。ですからこの製品在庫という現象が出てきたのに続いて、私は三月ごろから生産が少し下がつていくという過程が、いつまで続くかわかりませぬが、少なくとも二、三月月をうらう過程で在庫調整という段階に入つてきて、それからだんだんによくなつていく、いつかは一ぺんこの過程をこななければ、引き締め目的ではなかつたわけだ、ございませぬが、よりやくごへ入つてきたのだというごとですから、これはやはり見通しの上で織り込まれておる問題でございませぬ、悲観すべきごとはななくて、これで初めて今までのブレーキをかける政策が効果を現わしてきたのだ、こういうふうに見ておられます。

○水田國務大臣 引き締め政策をやるという目的は、御承知のように内需の抑制にございませぬので、伸び過ぎた経済をある程度ごとで押えて、もう少しならかな成長率にする必要があるということからやつたわけだ、ございませぬ。この引き締め政策がいろいろの面に効果を現わしてきましたが、直接生産の面にこれがはつきり響いてこなかったというごとが過去の事情だろと思ひます。私どもは、十二月から生産が少し落ちて、そして製品在庫も多くなつていく、それに続いて生産が落ちるといふ過程を想像して、いま一月の生産が落ちなかつたかわり、今あなたのおっしゃられる傾向が統計の上ですと出てきた、こういうごとでございませぬので、それに伴つて在庫調整というものが初めてご何カ月間の間に進められる過程に入つてきたのだという見方をしています。ですからこの製品在庫という現象が出てきたのに続いて、私は三月ごろから生産が少し下がつていくという過程が、いつまで続くかわかりませぬが、少なくとも二、三月月をうらう過程で在庫調整という段階に入つてきて、それからだんだんによくなつていく、いつかは一ぺんこの過程をこななければ、引き締め目的ではなかつたわけだ、ございませぬが、よりやくごへ入つてきたのだというごとですから、これはやはり見通しの上で織り込まれておる問題でございませぬ、悲観すべきごとはななくて、これで初めて今までのブレーキをかける政策が効果を現わしてきたのだ、こういうふうに見ておられます。

○水田國務大臣 税の公平の原則というごとから見ましたら、租税特別措置というごとは、その点明らかにならなかつたのでありませぬが、一つその点についての大蔵の率直な御見解を承つておきたいと思ひます。

○水田國務大臣 税の公平の原則というごとから見ましたら、租税特別措置というごとは、その点明らかにならなかつたのでありませぬが、一つその点についての大蔵の率直な御見解を承つておきたいと思ひます。

○水田國務大臣 税の公平の原則というごとから見ましたら、租税特別措置というごとは、その点明らかにならなかつたのでありませぬが、一つその点についての大蔵の率直な御見解を承つておきたいと思ひます。

要かといいますが、事実上ではほとんど国会の論議で、こういうことをやるべきじゃないか、こういう問題に対してはこう対処しろ、石炭についてはこうせいかんとか言われたものの集積みたいなものでございまして、これは去年大幅な整理をしましたが、この実情を見ますと、これはみんな政策的な理由を持っておりまして、これは効果が終わる次第もどんどん改廃すべきものだと思いますが、今累積されていくものを見ますと、そう私は理屈のない、悪いものが今残っているとは考えていません。去年悪いと思うものは相当やって整備をしたのですが、ことしはさらにまたつけ加えられているというところでございまして、もう済んだものをどんどんやめると同時に、これは政策的な理由から出てくるものでありますから、ほんとうに緊急必要だと思われ新しいものとの置きかえというよりなことを政府が十分気をつけてこの改廃をやらばいいので、どうも内容を一つ一つ見ますと、国会の要望が特に強かったものの累積みたいな気がするのです。

○広瀬(秀)委員 まあ前段の、税の原則からいえば公平を害しているということ認められたわけでありまして、その点だけきよりは確認をいたしておきます。それで、あと、これもこれと見たいな形で、これもこれもこう見てもみれば必要だというよりなことを言われましたし、また、外国等では行政権限が、ある程度弾力的に産業政策として使われているわけですから、その問題は憲法の問題にも触れるわけ

ありまして、租税法主義ということからいえば、大臣が今幾らそういうことを考えてもできる建前ではないわけでありまして、しかしそうやっていけば、むしろ政府に権限を与えて弾力的に、政策目的というものを、それから時限というものをきちっとして、そういう効果のはつきりしたものを、そしてそれを何年くらいやればいいんだというよりなめどをつけてやることが、むしろ行政権限にまかせられればできるといってお考えだろうと思いのだけれども、しかしそういって考えがあるならば、もつと当初つけられた期限というよりなものも、やはりこれは相当な検討の上につけられたものがどんだんどうん延ばされる、そういう必要性というものには経済を成長させていこうということから見れば、これはほとんど無期限に続く。これはここで終わらだ、日本の経済の発展はここで終わらだというよりなことはあり得ないのです。何かの新しい理由、新しい発展の要素というものはどんだん出てくる。これもやはりそのために必要だ、必要だというところでとめどもなくのべつまくなしにずつと半永久的な既得権化していくというよりなことが税制調査会からも強く指摘されておられるわけでありまして、去年整理されたといいますが、金額的にはごく微小なものです。せいぜい二百億ぐらいのものです。それでむろん去年よりも減収額においては二百億も増額をされておる、こういうよりなことであります。そういうよりなことがどうしても私どもとしては納得できないのであって、これはやはりほんとうに必要だというものはならば、基本税制の中に、そういう方向で取り入れるというよりなことで整理をする

ということも、これはわれわれとして、ほんとうに必要性のあるものについては、全部が全部何もかも反対しているわけではない。非常に損金性の強い、たとえば退職引当金のごときものを私どもも否定しようとはいたしておりませんし、あまりにも特定の企業に對して、あるいは特定の法人に對するよりな形のものがあるとしても現在の制度で出ているというところに、私も強く問題点を指摘するわけであつて、そういう点については、もう少し前向きのかまえてこれを整理する方針、そしてまたほんとうに必要なものな、ほんとうにこれをやろうというよりな形でやっていく、また弾力的に運用するよりな法律をそのつど出してくればいいと思はれる。これはやめる、これははやるといふよりな形で、これは国会を信用しない立場、それと同時に行政権を信用しない立場、そういうよりな両者すくんだよりな形に、そこらのところは機動的にも整理をして国会へ、やはり、弾力的に形式上ぶち切った方がいいと思つたら堂々と出してこられたらいい。それを法律でやればいいわけでありまして、そういうよりなことでこれをのべつまくなしに今の形のままで、これもやはり今の経済情勢に照らして必要だ、必要だ、こういうことではやはり今日の国民の納得を得られない。非常に税制全体に対して、国民が喜んで納得して税金を納めるといふ気持にはなれないものになつていく。こういう姿が出ているわけであるから、その点についての大蔵大臣の整理方針、改廃方針というよりなものについて、もう少し明確な御見

解を聞かしていただきたいと思つておはす。

○水田国務大臣 御趣旨の点については同感でございます。昨年そういう整理をいたしました。さらにまた部内においても十分検討しまして、明年度においてもできるだけ整理、改廃をしたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 まあ大いに同感だということでございます。その点確認をしておきまして、次の問題に移りたいと思つておはす。

○水田国務大臣 確かにそういう気もいたしますが、今この通行税は一等客に限つておりまして、船舶も汽車も一般の乗客に対しては通行税をかけていない。で、一等客がどれくらいあるかと申しますと、結局乗客の〇・八%という少数ださうでございますので、まあ特に等級を区別してあつて、利用者が大衆じゃなくて特殊だということになつてはいる現状なら、まあそこらへ通行税をかけるというくらいはやむを得ないのじゃないか、こう思つておはす。

○広瀬(秀)委員 この問題は深くお伺いはしないのですが、当時奢侈税的なき持というものが相当強かつたということでありまして、今日やはり大臣は通行税は一種の奢侈税と考へられますか。

○水田国務大臣 さつきも申しましたように、国民生活の内容が向上するに従つて、これが日常必要なものであるか、奢侈的なものであるかという観念はどんだん変わつてきておはす。昔はそういう考へからやつたことでも、もう今の実態から見るとさつきさつきじゃないので逐次整理してきたわけでございます。またやはりそういう感情というものが一部は残つてはいるのが今の世間の一般ではないかと思つておはす。この汽車も飛行機も船も一等へ乗るのが当然だといふよりな国民生活の向上ができたといふよ

かあるいは航空機関係で租税負担の不均衡の問題もあるわけでありまして、その問題と、もうそろそろ通行税というものを廃止してもいいような段階に来ているのじゃないか、こういうよりなことに、一つ大臣の御見解をお伺ひしたい。

○水田国務大臣 確かにそういう気もいたしますが、今この通行税は一等客に限つておりまして、船舶も汽車も一般の乗客に対しては通行税をかけていない。で、一等客がどれくらいあるかと申しますと、結局乗客の〇・八%という少数ださうでございますので、まあ特に等級を区別してあつて、利用者が大衆じゃなくて特殊だということになつてはいる現状なら、まあそこらへ通行税をかけるというくらいはやむを得ないのじゃないか、こう思つておはす。

○水田国務大臣 さつきも申しましたように、国民生活の内容が向上するに従つて、これが日常必要なものであるか、奢侈的なものであるかという観念はどんだん変わつてきておはす。昔はそういう考へからやつたことでも、もう今の実態から見るとさつきさつきじゃないので逐次整理してきたわけでございます。またやはりそういう感情というものが一部は残つてはいるのが今の世間の一般ではないかと思つておはす。この汽車も飛行機も船も一等へ乗るのが当然だといふよりな国民生活の向上ができたといふよ

きになつたら、これはもうあたりまえで、こゝろいもの通行税をかけると思ひますが、今の日本の国民生活の

○広瀬(秀)委員

そこで、今の大臣の答へをそっくり私の方でいただいて、今度は別な方向と関連をするので

格段の差があるわけですが、国鉄の特急の一等に乗って福岡まで行くとい

較して、飛行機に乗る人たちが人教として三倍、四倍というようにふえて

○村山政府委員

非常に技術的な問題がからんでおりますので、ちょっと申

理由はあると思ひます。それを肯定いたしまして、航空機との対比にお

客のあれが高いのじゃないか、だから一等との比較において税率を下げるの

○水田国務大臣

私もういふ感じがしましたので、役所の中で主税局長に説明を求め

さつき申しましたような均衡というところが少し高くてよいような気がしま

吸つても一年には約一百万円になるはずですが、新生もやはり三百六十五倍

○水田国務大臣

実は今年ある程度はこゝろ手をつけたいと思ひまして、特に低所得者層と

大衆たばこについては一応考えたいといふことでも臨みましたが、税制調査

吸つても一年には約一百万円になるはずですが、新生もやはり三百六十五倍

○水田国務大臣

実は今年ある程度はこゝろ手をつけたいと思ひまして、特に低所得者層と

大衆たばこについては一応考えたいといふことでも臨みましたが、税制調査

品税その他の減税を中心によつて、たばこの値下げの問題についてはこの次の問題として検討しようということになつて、今度取りやめたという次第でございますので、これは引き続き私もはこの次の課題として研究したいと思います。

○水田国務大臣 少しはやりたいたと思ひますが……。

○広瀬(秀)委員 来年やりませうか。

○水田国務大臣 少しはやりたいたと思ひますが……。

○広瀬(秀)委員 少しはやりたいたと思ひますが……。

その次は過当広告の問題です。去年の証券会社今日は、という過当広告といひますか、最近では何かを飲んでハワイへ行こうというふうなことから、何かキャラクター一つ買つても自動車も買つてというふうな、最近広告宣伝費といふものが国民経済の中でも非常に大きなウエートを占めつつあるのぢやないか。マスコミ、マスセールの、マスプロというふうな三マス時代だと言われることを反映して、特にマスプロ、マスセール——このマスセールの段階においてやはりマスコミが完全に利用されて、今一、二の例を引いたわけでありませうが、そういう過当広告といふか、経済現象として広告が非常にオーバーな形で出てきている。しかもそれがほかにならない金額になつてきているのぢやないかと思ひます。こういうふうなものに対して、アメリカ型の経済といふことで非常に宣伝が行なわれるといふことはある程度やむを得ないことだし、またそういうものが損金にされるということも私もまゝるきり反対するわけではない。しかしながら、まさにオーバーだと思はれるようなものには、これを経費に落とす

していくというふうなことは許されな

い段階ぢやないか。おそらく広告費だけで二千億をこえていられるという

ことは、今日大体見方として通説になつていられるのであります。こういう

ようなものを税源として捕提して、この面でも過当広告を抑制しながら、新しい税源を発見するといふようなことは、

国民感情にも非常にびつたりくるし、それで宣伝の中から特別に新しい生産力といふものが生まれるわけでもない。経済発展といふものは、そういう

オーバーな形まで野放しにして、それでいいのだといふものでもないと思ひます。こういうふうな問題は、これは新しい問題でありませうけれども、私はこういう過当広告に対する税を課するといふ問題を、この際取り上げるのが非常に必要な段階にきているのぢやないかという気がするわけでありませう。この点について検討したことがあるかどうか。そしてまたそういうことに對する決意をされるというふうな気が持たれるかどうかとどうかというふうな点について、お伺ひしたいと思ひます。

○水田国務大臣 検討したことはござ

います。特に広告に關して、広告税の問題も私も検討しておりますが、これぐらい抵抗の強いものはございませんで、われわれも理論としてはある程度の方を持つておりますが、これが實際問題としてなかなか抵抗の多い問題でございますので、依然として検討の段階といふことになつておりますが、詳しい今までの問題については、主税局長から……。

○村山政府委員 御案内のように、

告税は戦前は地方税という形でございます。たしか昭和十五年だつたと思ひ

ますがこれを國税に移しまして一時や

りました。戦後になりまして、もうそ

ういう時代は相済んだといふことにな

たしまして、地方の法定外独立税とい

う形で現在残つております。従いまし

て、財政の貧弱なところ、あるいは非

常に広告の目につくところは、地方で

任意に法定外独立税を自治省大臣の許

可を受けて起こし得るわけございま

す。現在起こしておりますのは八市町

村でありまして、三十六年度取入見込

み額で約一億四千万になつておりま

す。國税の面で広告費について何らか

の規制をする必要があるかどうか、あ

るいはそれを特別の財源として課税す

る必要があるかどうか、いろいろ検討

したわけでございます。しかし、この

経費を抑制するといふ問題になります

と、これはまさに營業上の経費といわ

ざるを得ない。その点が交際費とはか

なり損金性において違つたわけござ

います。そこで、これはやるとしても

將來の問題として、たとえは景氣調整の

問題の一翼としてその問題を考へるか

どうか、もう少し將來の問題として考

へる。今景氣調整的な方向でやつて

いるのはあまりございませんで、従つて、

そういう断面の一つの側面として今後

検討すべきではなからうかと考へてお

ります。今度はそれを税源として課税

することがどうかといふ問題ござ

います。これもやはり今の營業とい

うものと、こういう經濟態勢のもとに

おける広報活動といふものをどう評価

するかといふ非常にむづかしい問題と

かからんでおりますので、これもあわせて

検討して参りたい。

ただ、今度の所得税法の提案でやつ

ておりますのは、最近おっしゃいま

したように、広告の一形態であります懸

賞金が非常に目立っておりますが、こ

ういうものがとかく課税漏れになるお

それもございませんで、今度は支払う

段階で一割の源泉徴収をいたします。

そういうことを入れまして、あとで支

払い調書をちょうだいしたいとい

うことになつてございませんで、今度の改正

ではとりあえずそこまで手を打つてお

りまして、それらむづかしい問題につ

いては將來の問題として検討してい

たいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 この問題は非常に検

討する余地のある問題だと私も強

く思つていられるわけですが、大臣は非常に

抵抗が強いといふことを言われたわけ

ですが、抵抗いかんで税制がきまると

いふ、裏を返せばそういうことになり

ますので、これはやはり税制当局とし

て一つの方向をきめたら、これが正し

いといふ結論が検討の結果出れば、抵

抗に對しても説得をするだけの政治的

な手腕力量またさういふかまゝ、そ

【参照】

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二四号)に關する

報告書

〔別冊附録に掲載〕

会を開会することとし、本日はこれに

て散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和三十七年三月十三日印刷

昭和三十七年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局